

裁判手続等の IT 化検討会

最高裁判所 事務総局

法務省 民事局

御中

2020 年 3 月 11 日

提 言「真に必要な裁判手続等 IT 化を迅速に実現するために」

弁護士知財ネット有志

私たちは、裁判手続等の IT 化検討会及び今後の法制審議会における議論の参考とされることを祈念して、以下、提言申し上げます。

1. 現状の IT 化実現工程表の問題点：オンライン提訴・記録の電子化の実現

司法救済（サービス）におけるユーザーの利便性向上と効率化のためには、手続 IT 化が必要である。我が国は平成 16 年（2004 年）改正により導入された民事訴訟法（以下「法」という。）第 132 条の 10 に規定する最高裁規則が制定された場合には、電子情報処理組織を用いた申立て（以下「オンライン申立て」という。）等を行うことが可能であるが、2020 年現在も、当該最高裁規則は制定されておらず、30 年前のファックス導入から進んでいない。

この間、アメリカを始めとする欧米諸国のみならず、中国、韓国、シンガポール、台湾などのアジア諸国でも急速に手続 IT 化が進展・拡大しており、我が国は後進国に甘んじて久しい。

こうした中、政府の成長戦略（2017 年）を受け、今般、民事裁判手続等 IT 化研究会の報告書（以下、「報告書」）において IT 化実現工程表が策定された関係各位の多大なご尽力に感謝申し上げます次第である。

しかし、国際的に裁判手続等効率化の評価指標とされているのは、工程表のフェーズ 1（ウェブ会議等を用いた争点整理）やフェーズ 2（口頭弁論のウェブ化）ではなく、オンライン提訴（キャッシュレス化含む）・記録の電子化であるⁱⁱ。それにもかかわらず、現在の工程表は、これらをフェーズ 3 と位置付け、その実施時期は「2023 年以降」というだけで、いつまでに、どういう形で実現するのかの目途も示されていない。これでは、今後、我が国がフェーズ 1・2 の実現にいくら多大な労力を費やしても、国際的には、裁判手続等 IT 化の進展として評価されないし、期待もされない。IT 化後進国から脱却し、我が国の裁判手続等への信頼を確保するためには、国際的に数周回遅れの現状を真摯に認識し、真に必要なオンライン提訴・記録の電子化を、危機感を持って迅速に実現することが、肝要である。

2. 提案 1：中目黒「ビジネス・コート」に移転する以上はフェーズ 3 を実現するべき

なぜ、真に必要なオンライン提訴・記録の電子管理がフェーズ 3 として後回しにされたのか。それは、報告書記載の検討課題を踏まえた、法制度・システム構築などの環境整備が必要であるためであるとも言われている。しかし、全ての分野の裁判手続等について一律に導入する目

途を立てることが困難なら、導入ニーズが高く抵抗の少ない分野から個別に導入を進め、そのベストプラクティスを順次拡大していく手法をとるのが、国内外を問わず改革の常道であろう。

ところで最高裁は、ビジネス分野訴訟のIT化をうたって、ビジネス関係の訴訟を専門的に扱う裁判所「ビジネス・コート」（東京高地裁中目黒分室（仮称））を2021年に創設し、知的財産高等裁判所のほか東京地裁の「知的財産権部」、会社更生や株主代表訴訟などを扱う「商事部」、民事再生や破産手続きを担当する「破産再生部」をまとめて移転すると発表している。

もとより、移転が予定されている知財・倒産分野は専門性が高いため、フェーズ3のニーズが高く抵抗も少ない。むしろ、単に中目黒の新庁舎に移るだけなら、特に上京するユーザーにとって東京駅に近い霞が関駅に直結する現在の裁判所から離れて今より不便になるだけである。利便性の劣る中目黒「ビジネス・コート」へ移転する以上、フェーズ3実現によるサービス向上が約束されてしかるべきであろう。

3. 提案2：フェーズ3導入は知財分野、中でも審決取消訴訟から始めるのが合理的である

知的財産を巡るビジネス・紛争は国境を越えて展開する。欧・米・中韓、アジア各国は、知財司法から、IT化によるユーザーの利便性向上と効率化の国際競争の先陣を切ってきた。この観点で、我が国の知財司法にとってIT化の遅れは致命的といわざるを得ない。

現行の我が国の知財訴訟の当事者は、各書面ごとに、正本・副本（相手方の数）に加え、裁判所の要請ⁱⁱⁱにより「写し」と呼ばれるコピー5部～3部を印刷して裁判所に提出する負担を強いられており、電子化・ペーパーレス化のニーズは、日本の一般民事訴訟と比べても、顕著に高い。

また、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作権についての著作物の権利等、技術的事項に関する訴えについては、すでに、一審は東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄、控訴審は知財高裁の専属管轄（民事訴訟法第6条等）とされており、これらの訴えの当事者については、その専門性に鑑み、オンライン申立ての義務化への抵抗もないと思われる。

中でも、特許庁の審決に対する審決取消訴訟を、その専属管轄権を有する知財高裁に提起する際、原告は、既に特許庁において電子化・公開されているにもかかわらず、双方が提出した膨大な証拠の全てについて、改めて訴訟用に、審決乙号証も訴訟では甲号証として号証番号を付け直した上で、上記同様、「写し」を含む部数を印刷して提出しなければならない^{iv}という、煩瑣で非効率な手続を強いられている。これなど、当事者の申立てに基づいて、特許庁の電子記録を知財高裁に連携させるだけで瞬時に事足りる（号証番号については、読替え措置等により対応可能であろう。）。

以上のとおり、まず知財分野、中でも審決取消訴訟からフェーズ3を実現することが合理的であり、すみやかに具体的な工程表を策定するべきである。我々は、知財司法の一翼を担う実務法曹として、真に必要なIT化の迅速な実現により、我が国の知財司法への国際的な信頼を取り戻すよう、裁判所と特許庁の連携に期待し、また、実務への円滑な定着に向けて、ご協力申しあげる所存である。

以上

ⁱ 弁護士知財ネット（理事長 末吉互） <https://iplaw-net.com/> 弁護士知財ネットは、知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指し、専門人材の育成や司法サービスの基盤確立を目的として、日本弁護士連合会の支援の下に誕生した全国規模のネットワークである。毎年、国際知財司法シンポジウム（JSIP）を、最高裁審判部、法務省、特許庁、日本弁護士連合会と共に、共催している。

<https://www.ip.courts.go.jp/jsip/index.html>

ⁱⁱ 世界銀行による事業環境に関するランキング（Doing Business）

<http://www.doingbusiness.org/en/reports/global-reports/doing-business-2019> 「契約執行」指標は、商事紛争を地方裁判所の第一審で解決するためにかかる時間および費用や、裁判手続等の質に関する指数等を算出し、各国が裁判制度の質および効率の向上を促すグッドプラクティスを採用しているかを評価。裁判手続等の質指数（0～18）のうち、「裁判手続きの自動化」（0～4）の指標は「書面提出・納付、公表の電子化」のみ（日本は「判決の公表」以外の項目は0点）。その他、「案件管理」での電子ツールの導入指標もあるがテレビ電話による審理は指標ではない。

ⁱⁱⁱ 「提出書類の通数」 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/shorui_denji/index.html

^{iv} 「書類の必要部数」 https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/form/form_teish/index.html

「書証番号」 https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/form/form_syosyou_deta/index.html